

大分県知事選挙 大分県議会議員選挙

問 九重町選挙管理委員会 ☎ 76-3825

投票日は

4月9日(日)

投票所によって、投票時間が異なりますので入場券で
ご確認ください。

投票できる方

- 年齢要件 平成17年4月10日までに生まれた方
- 住所要件 知事 令和4年12月22日) までに九重町に転入届出をした方又は、住民票が作成
県議 令和4年12月30日) された方で、その後引き続き居住している方

大分県内の市町村への転出者について

県内市町村に転出し、新住所地の選挙人名簿に登録されておらず、九重町の選挙人名簿に登録されている場合、「県内に引き続き住んでいることの証明書（最寄りの市町村で発行が受けられ、手数料は無料）」または「住民票抄本」を提示することにより、九重町で投票ができます。

詳しくは、ホームページ
またはお問い合わせください

期日前投票について

仕事や旅行などで投票日当日に投票ができない人は、
期日前投票ができます。

- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 九重町役場3階302会議室



▲九重町HP



月 日	3 月									4 月									
	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金	1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	
知事	告示	期日前投票 3 月 24 日～ 4 月 8 日（県知事選挙）																	投票日
県議	期日前投票できません （県議会議員選挙）									告示	期日前投票 4 月 1 日～ 4 月 8 日 （県議会議員選挙）								

※ 3/24～3/31の間は県知事選挙の期日前投票のみできます。4/1～4/8の間は、県知事選挙及び県議会議員選挙の期日前投票ができます。4/9は、県知事選挙及び県議会議員選挙の投票日です。

不在者投票について

入院中や他市町村に滞在中などの事情により選挙当日に投票所へ行けない方は、滞在先の選挙管理委員会、入院・入所中の病院や老人ホーム等（指定施設）で投票することができます。投票用紙等の往復に時間を要しますので、早めに手続きをしてください。

郵便投票について

身体に重い障がいがある等の理由で、投票所に行くことができない方（右表に該当する方）は、郵送で不在者投票ができます。

あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めに申請をしてください。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

令和5年4月から、町の組織機構を一部変更します

～自律推進・行政改革に向けて～

●お問い合わせ 総務課 ☎76-3800

◆見直しの概要

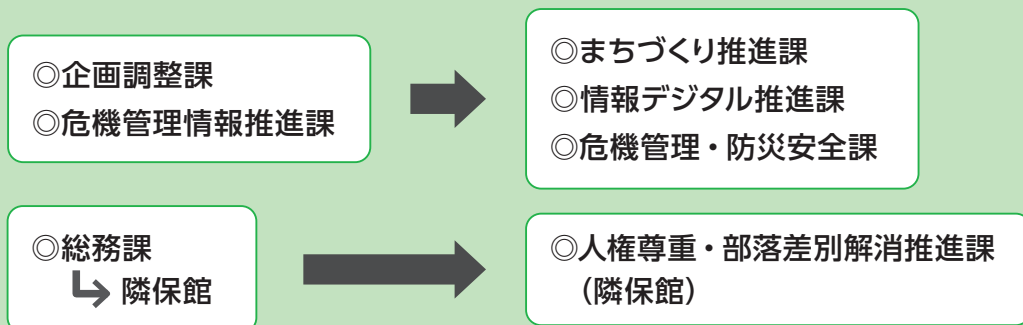
情報部門等の一元化や円滑な災害対応など効率的でわかりやすい組織機構にするとともに、次世代を見据えて「まちづくり」に重きを置いた見直しとしています。また、住民ニーズに対応していくために現在の13課体制から15課体制とすることで、スピード感を持った事業執行を可能とします。

◆どう変わった？

これまで【企画調整課】【危機管理情報推進課】の担っていた業務を課の再編を行い、【まちづくり推進課】【情報デジタル推進課】【危機管理・防災安全課】と名称を改め、業務の仕分けをしてそれぞれ事務を所掌します。【まちづくり推進課】は、九重町第5次総合計画を基調に町の将来像の実現に向けて取り組みます。【情報デジタル推進課】は、多様化する情報サービスの提供や行政手続きのオンライン化などを進めていきます。また、【危機管理・防災安全課】は、頻発する自然災害に備えるとともに防災、減災、安全対策を主な業務として集中的に取り組むこととします。

また、総務課隣保館を、【人権尊重・部落差別解消推進課】として独立させ、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の解消に向け重点的に取り組みます。

●課の再編



●業務の移管

対象業務	旧担当課	新担当課
ケーブルテレビ関係業務	危機管理情報推進課	情報デジタル推進課
交通施策地域公共交通業務	危機管理情報推進課	まちづくり推進課
日出生台演習関係業務	企画調整課	危機管理・防災安全課
生活環境業務	保健福祉センター	商工観光・自然環境課
小規模農地災害業務	農林課	建設課
林道管理業務	建設課	農林課
公用車管理	危機管理情報推進課	総務課

住民票・戸籍証明書等の郵送請求について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

戸籍や住民票の証明書は、郵送で請求することができます。

証明書の書類	料金(1通)	郵送請求に必要なもの
住民票の写し	300円	1. 便箋または白紙に下記内容を記載したもの ①表題「住民票・戸籍証明等の郵送請求書」 ②申請者の住所、氏名、生年月日 ③【住民票の場合】(請求できるのは、本人又は同一世帯の方の分です) 必要な方の氏名と生年月日、世帯全員または一部の別 【戸籍等証明の場合】(請求できるのは、本人又は直系親族の方の分です) 本籍・筆頭者の氏名、必要な方の氏名と生年月日、証明書の種類 ※戸籍証明については、九重町のホームページから請求書の様式 をダウンロードできます。 ④必要通数 ⑤日中連絡のとれる電話番号 2. 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、保険証等のコピー) 3. 手数料分の定額小為替 4. 返信用封筒(申請者の住所・氏名を記入し切手貼付) 5. 戸籍証明については申請者と戸籍に記載されている者との関係がわかる 戸籍謄本等の写し(九重町で申請者との関係が不明な場合のみ)
戸籍謄(抄)本	450円	
除籍・改製原 戸籍謄(抄)本	750円	
戸籍附票	300円	
身分証明書 (本人のみ)	300円	

※請求いただいても、発行できない場合があります。ご不明な点は、住民課住民グループまでお問い合わせください。

飯田ふれあい交流センターの証明発行業務の終了について

平成31年度より飯田ふれあい交流センターでの各種証明発行業務を試験的に行ってきたところですが、利用者が少ないため令和4年度末で終了といたします。これまでのご利用ありがとうございました。今後は住民課窓口での取得、委任状での代理人による取得及び上記の郵便請求のご利用をお願いします。

マイナンバーカード時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、是非ご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までにお問い合わせ先まで電話でご予約ください。

★開設予定日

平日	4月20日(木)	午後5時 ～ 午後7時	休日	5月13日(土)	午前9時 ～ 正午
	5月9日(火)			5月28日(日)	
	5月25日(木)			6月10日(土)	
	6月6日(火)			6月25日(日)	
	6月22日(木)				

期日前投票期間中の時間外窓口開設について

大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙の期日前投票期間中、上記に加え別途マイナンバーカード時間外窓口を開設します。なお、期間は、3月24日(金)～4月8日(土)です。(平日午後5時～午後8時、休日午前9時～午後8時)時間外窓口利用時は上記と同様の方法で予約が必要です。



悩みや不安などを相談してください ～3月は自殺対策強化月間です～

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

不安や悩みを感じた時には、1人で抱え込まずに専門窓口にご相談してみませんか。

▼主な相談窓口（いずれも相談無料）

大分いのちの電話

☎097-536-4343（毎日24時間対応）
☎0120-783-556（毎月10日午前8時～11日午前8時）

こころの電話（大分県こころとからだの相談支援センター）

☎097-542-0878（平日午前9時～正午、午後1時～午後4時）

西部保健所

☎0973-23-3133（医師による相談日もあります）

九重町保健福祉センター

☎0973-76-3838

ここのえ健康ダイヤル

☎0120-511-658（24時間対応）

こころの相談（チャット）

LINE ID：@913kaiae



自殺の原因では健康問題が大半を占め、その内訳はうつ病やアルコール依存症です。過度な飲酒は生活習慣病などを引き起こすばかりか、「お酒を飲む量・時間・状況」を自分でコントロールすることが困難になります。お酒を飲み過ぎない対処法を学び、上手に付き合っていきましょう。

ドリンク換算表

ビール (5%)	日本酒 (15%)	缶チューハイ (7%)	泡盛・焼酎 (30%)	ワイン (12%)	ウイスキー (40%)
500ml	1合	350ml	1合	グラス1杯	ダブル1杯
					
2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク	4ドリンク	1ドリンク	2ドリンク

【飲酒量「ドリンク」の目安（1日あたり）】

2ドリンク以下（女性は1ドリンク）：適度な飲酒量。
男性4ドリンク、女性2ドリンク：糖尿病、高血圧、脂質異常症、痛風、肥満になるリスクが高まります。
6ドリンク以上：多量飲酒。数年で肝硬変やアルコール依存症などにかかる危険があります。

- ①まず、お腹を満たす ②お酒を飲む曜日を決めておく ③ノンアルコール飲料を上手に活用
④寝酒は止める（眠りが浅くなる） ⑤1日3時間以上飲まない ⑥上手な断り方を身につける
⑦お酒を飲みすぎてしまう相手や場所を避ける ⑧お酒を減らすと健康になることを思い浮かべる
⑨お酒以外の楽しみや趣味を増やす ⑩周りの人に目標を宣言して協力してもらう

依存症対策全国センター資料ホームページ引用

梅毒感染者が急増しています！ ～県内でも患者数が過去最多を更新～

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838
大分県西部保健所 ☎0973-23-3133

●梅毒って？

主に性行為で感染し、全身の発疹やリンパ節の腫れ、しこりなどが現れますが、症状が全くない場合もあります。妊婦が感染すると、流産・死産の原因になるほか、赤ちゃんに先天性の障がいを引き起こす恐れがあります。

●予防方法と治療

コンドームを正しく使用すること、不特定多数の人との性行為をしないことが大切です。対策をとらなければ梅毒は何度でも感染を繰り返します。不安なエピソードや症状があれば、パートナーと一緒に検査を受けましょう。早期に発見することで治療が可能です。

保健所では匿名・無料で検査を受けることができます（要予約）。電話でご相談ください。

九重町地域包括支援センター 移転のお知らせ

令和5年4月1日より、
九重町地域包括支援センター は
九重町保健福祉センター内に 移転 します。

移転先・住所

九重町保健福祉センター内
〒879-4803 九重町大字後野上17-1

移転日

令和5年4月1日(土) ※業務開始日は4月3日(月)

連絡先

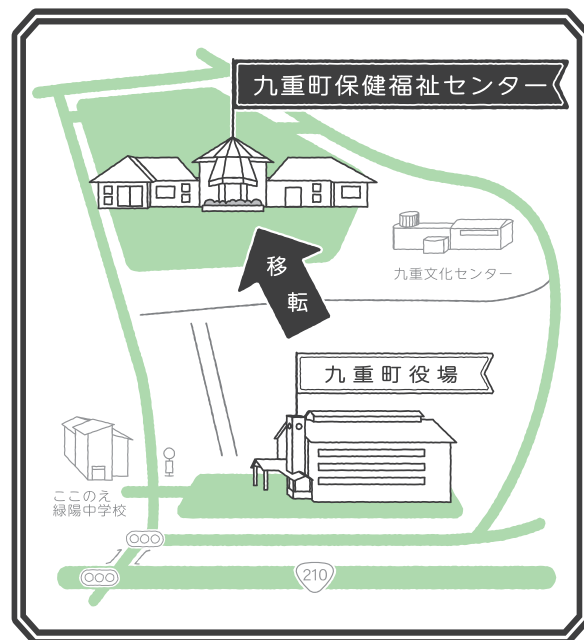
☎ 0973-76-3863 ※今までと変わりません

開所日

月曜日～金曜日 ※土・日曜日・祝日・年末年始はお休み

地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた
地域で安心して生活が続けられるような支援を行う
ための総合窓口です。

どなたでもお気軽にご相談ください。



お問い合わせ

九重町健康福祉課
九重町地域包括支援センター

☎ 76-3821

☎ 76-3863

シリーズ 『障がい福祉』

(86)

特別障害者手当・障害児福祉手当をご存じですか

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎ 76-3821

特別障害者手当

月額／27,980円(毎年改定有)

- 対象者／著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1A2程度の障害が重複している。または、これらと同等の障害や疾病、精神障害があり、常時介護を必要とする方)

障害児福祉手当

月額／15,220円(毎年改定有)

- 対象者／著しく重度の障害があるため、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳A1A2、これらと同等の疾病、精神障害があり常時介護を要する方)

※施設に入所している方・3カ月を超えて継続して入院している方は受給できません。

※本人又は扶養義務者の所得要件があります。

※対象要件に該当するかどうかは担当課までお問い合わせください。

令和5年度健診希望調査を行います ～年に1度健診を受けましょう～

提出締切:4月7日(金)

●お問い合わせ

住民課
保健福祉センター

☎ 76-3802 (健診全般)

☎ 76-3838 (がん検診・託児)

児童手当の各種届出は、出生や転入から15日以内に！

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育する方を対象に支給されます。

▼支給対象 中学校修了までの児童を養育している方

▼支給額（1人当たり月額）

児童の年齢	児童手当の額	※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給 所得上限限度額以上の場合は、支給されません。
3歳未満	一律15,000円	
3歳以上小学生修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）	
中学生	一律10,000円	

▼届出が必要な場合

Check!



- ☐ 子どもが生まれたとき
- ☐ 他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
- ☐ 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ☐ 新たに児童を養育するようになったとき、児童を養育しなくなったとき
- ☐ その他家庭状況に変更があったとき（詳しくはお問い合わせください）



▼注意事項 必要な届出は事由発生日の翌日から数えて15日以内にしてください。届出がない場合や遅れた場合、手当を受給できない月が発生する場合があります。

令和5年度以降のおおいた子育てほっとクーポンの取扱いについて

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

平成27年から大分県と県内の市町村で、子育て支援サービスの周知や子育て家庭の負担軽減を目的として実施してきました「おおいた子育てほっとクーポン」について、国の「出産・子育て応援給付金」の開始に伴い、令和5年度以降の新規クーポンの発行はしない予定としておりますのでお知らせします。

■すでに発行しているクーポンについて

有効期限までご利用できます。

■令和4年度（令和5年3月31日まで）に生まれるお子さんについて

令和4年度のクーポンを発行します。3歳のお誕生日の前日までご利用できます。

※有効期限をご確認ください

有効期限は3歳のお誕生日の前日となっています。有効期限内にご利用ください。



整骨院・接骨院等で子ども医療受給資格者証が使えるようになります

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

整骨院や接骨院等で受診した医療費が4月診療分から現物給付（※1）になります。

ただし、大分県柔道整復師会の会員である施術所が対象ですので、大分県外や大分県柔道整復師会の会員でない施術所での助成はこれまで通り償還払い（※2）となります。

※1 現物給付

施術所の窓口を受給資格者証を提示することで、窓口で医療費（保険診療分）を支払う必要がありません。

※2 償還払い

施術所で窓口負担を行い、住民課国保年金グループにて申請が必要です。

●必要書類

- ・領収書（保険点数 領収印のあるもの） ・お子さんの健康保険証
- ・通帳（保護者個人名義のもの）

※申請期限は診療を受けた月の翌月から起算して1年以内です。

子ども医療受給資格者証	
乳幼児 小学校に入学するまで (入院・通院)	
受給資格者番号	
子 住 所	
氏 名	
生年月日	
子ども一人 通院	0 円
入院	0 円
有効期間	
交付年月日	
発行機関名 及び 印	大分県玖珠郡 九重町 電話 0973(76)2111
公費負担者番号	8 3 4 4 9 4 6 2

国民年金広場

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金は、20歳を迎えると全ての方が被保険者となり、保険料を納付しなければなりません。

しかし、被保険者が学生で、所得が一定額以下である場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができます。

対象となる方

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

所得基準のめやす

128万円 + (扶養親族などの数 × 38万円) で計算した額以下

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。



- 申請書による申請・・・申請書に記入のうえ、役場住民課窓口、又は年金事務所へご提出ください。併せて、学生であることを証明する学生証等の写しが必要です。
- 電子による申請・・・マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルから手続きを行ってください。学生証等については画像でアップロードする形となります。
- ハガキによる申請・・・前年に保険料納付を猶予されている方で、次年度も在学予定の方へは、3月末にはがき形式の申請書が届きますので、記入のうえ、返送してください。

修学における国民健康保険 被保険者の特例について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

九重町国民健康保険の加入者が町外へ転出した場合、転出先の国民健康保険に加入する必要があります。ただし、修学のため町外に住所を定め転出する場合、「学生特例」が適用され、申請により九重町の国民健康保険に引き続き加入することができます。

転出先の国民健康保険に新しく加入するか、学生特例の適用を受けるかを選択のうえ、学生特例の適用を希望される方は住民課にて申請をお願いします。

【申請に必要なもの】

- 申請書
(ホームページからダウンロードするか窓口でお渡しできます)
- 学生証のコピー、在学証明書等
- お持ちの国民健康保険証



こだま 九珠ネット210の活動に 参加しませんか

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

玖珠郡の農村女性が生産・加工・販売活動等の起業活動を通じ、経営的自立と女性起業家としての資質を向上するための下記のような活動を行っています。ご興味のある方は農林課までご連絡ください。



海山交流会の様子

活動内容

- 佐伯市の起業グループとの海山交流会やおおいたAFF女性ネットワークへの参加
- ふるさと玖珠の味だより(加工品や野菜の詰め合わせ)の発送
- 各種イベントへの参加等

ふるさと学生応援事業 ～たくさんのメッセージをいただきました～

お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

令和4年11月から令和5年2月にかけて実施した「ふるさと学生応援事業」(コロナ禍で制限を受けながら学業に励む、町外居住の大学生等の特産品の送付により応援する事業)において、学生の方々から温かいメッセージを数多くいただきましたので、その一部をご紹介します。

- ・九重町の自然や食、人の温かさを感じる良い機会になりました。(山口県・経済学部)
- ・ここまで面倒を見てくれた親や地元の人に感謝の気持ちでいっぱいです。自分も次の世代のために精進していきたいと思います。(高知県・工学部)
- ・進学し九重を離れて地元の食べ物等が定期的に恋しくなります。このような機会を作ってくれと遠く離れた進学先でも地元を感じることが出来るので嬉しいです。(岐阜県・音楽総合学科)
- ・今回の事業では、九重町で育ってよかったなと思いました。いつも応援してくれている両親のためにもより勉強に励みたいと思います。(福岡県・理学部)



■ ふるさと産品を受け取った学生の方にインタビューしてみました！

高校時代に骨折してリハビリを受ける機会があり、その経験から理学療法士を目指して、現在長崎の大学に通っています。大学では、勉強はもちろん、アルバイトやサークル活動など、自由で充実した日々を過ごしています。

コロナ禍においては、授業が全面オンライン化して友人に会えなくなったり、実習の受け入れ先がなかなか見つからなかったり、思うような学生生活を送れないこともありました。また、一人暮らしで、慣れない自炊の苦労や心細さもありました。そんな中、地元の食材を送ってくださった今回の事業では、経済的にも精神的にもふるさとを回帰し、人々の温かさを感じる事ができました。

今後も、患者さんの心身に寄り添ったケアができる理学療法士になるため、残りの学生生活も頑張ります！

(長崎県・医学部)



ご応募いただいた皆様、ならびに産品の送付にご協力いただいた事業者の皆様、本当にありがとうございました。

野上川河川整備事業について

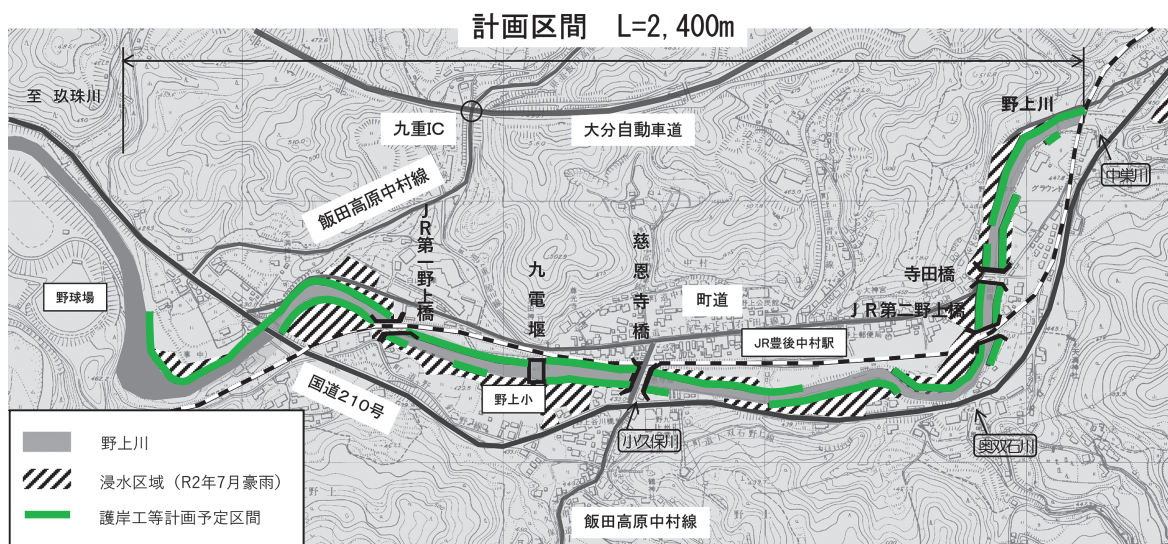
●お問い合わせ

建設課 ☎76-3811
大分県玖珠土木事務所 ☎72-1152

大分県では令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した野上川において、令和3年度より河川整備事業を進めています。令和4年度は野上川沿線にある地区で説明会を実施しました。

主な整備内容として、河川の拡幅や橋脚のない橋梁への架け替えなどを計画しています。また令和5年度は下流側の護岸工やJR第一野上川橋の架け替え工事に着手する予定です。

工事期間中、皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、ご協力のほどよろしくお願いします。



農業者年金で安心・豊かな老後を！～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

●お問い合わせ 農業委員会 ☎76-3805

▶ 農業者年金へは次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ① 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満

※ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要

※ 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください

▶ 積立方式・確定拠出型の「終身年金」です

- ・ 加入者の積み立てた保険料と運用益を合わせた額により受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出式です。
- ・ 年金は生涯受給できます。
- ・ 80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金をご遺族に支給されます。

▶ 保険料はいつでも変更できます

- ・ 月額2万円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円）から6万7千円まで千円単位で選択できます。
- ・ 保険料額は加入後いつでも見直すことができます。
- ・ 途中脱退、再加入も可能です。

▶ 税制面で大きな優遇措置があります

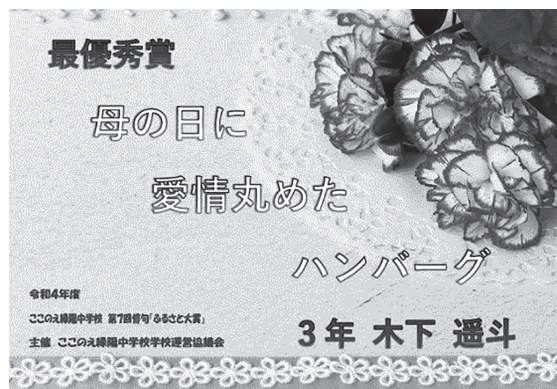
- ・ 支払った保険料は家族分も含め全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。
- ・ 年金資産の運用益も非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象、死亡一時金も非課税と生涯を通じて税制面の優遇も大きいです。

このえ緑陽中学校第7回俳句大会「ふるさと大賞」投票結果

●お問い合わせ 教育振興課 ☎76-3812

このえ緑陽中学校では、今年度も校内俳句大会を開催し、30句を選出しました。その句の中から、町民の皆様にご覧いただき、「ふるさと大賞」を決定しました。今回のテーマは「感謝」。中学生の故郷を愛する気持ちを深めることを目的に取り組んでいます。今年度は951票の投票をいただきました。ご協力ありがとうございました。

本年度 最優秀賞の作品 ▶



入 賞 作 品

【最優秀賞】	○ 母の日に 愛情丸めた ハンバーグ	3年 木下 遥斗
【優 秀 賞】	○ 猫の恋 ぼくより先に 青春だ	1年 佐藤 千晴
	○ 母の背に ふとんかけたる 春昼や	3年 高平 大地
【優 良 賞】	○ 春の朝 いつもと変わらず 母の味	3年 岩尾 勇飛
	○ 虹かかり 走り出す手に 友のかさ	2年 今村 詩乃
	○ 夏の空 仲間と一緒に ハイタッチ	2年 左藤 菜々美

主 催 このえ緑陽中学校「学校運営協議会」

九重町林業事業者燃料高騰緊急対策支援事業について

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

原油価格の高騰により経費が増加している状況にある林業事業者の事業継続を支援するため、事業に要した燃料購入費用の一部を助成します。

【対象者】

九重町に住所もしくは事業所を有し、次に掲げる事業を主たる事業とする林業事業者及び林業事業体（国・県の同様の補助を受けていないこと）

【対象車両等】

森林の伐採・整備・搬出のために主に林業等の現場で使用した伐倒、集材、運搬等を行う機械（リース含む）
例：ユンボ、集材機、運材車、チェーンソー、ビーパー 等

【補助額】

令和4年4月から令和5年3月までの間に納品した燃料1リットルにつき、期別の単価を掛けた額。
納品数量×期別単価＝補助金額（円未満切捨て）として計算してください。

【補助額】

令和4年 4月～ 6月:11円 令和4年7月～9月: 8円
令和4年10月～12月: 2円 令和5年1月～3月:未定

【対象油種】 軽油・ガソリン・混合油

【申請の期間】 令和5年5月末まで

※実際の補助額など、詳しくは事前に農林課までお問い合わせください。

